

商品概要説明書

定期積金（JAあんしん定積）

（平成31年4月1日現在）

1．商品名 （愛称）	JAあんしん定積（定額式定期積金）
2．販売対象	三島市、函南町にお住まいの方のみ
3．期間	3年以上5年以内
4．払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 掛込周期は1か月，2か月，3か月，6か月のいずれかとします。 1回あたり5,000円以上(給付契約金30万円以上) 1円単位
5．払戻方法	約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。 自動満期処理の特約を付しますので、満期日に自動的に定期積金を解約し、指定された普通貯金へ預入いたします。
6．給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括支払います。 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 平成49年12月31日までの適用となります。 金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7．手数料	——
8．付加できる 特約事項	普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9．中途解約時の取扱い	約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10．貯金保険制度 （公的制度）	保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融管理課（電話：055-971-8212）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>満期時に給付契約金の全額を普通貯金に振替する、自動満期処理の特約を付けさせていただきます。</p> <p>自動満期処理の特約を付した積金ですので、払込が遅延した場合には、満期日が繰延べられ処理は行われず、以後、特約は解約されたものとして取扱います。</p> <p>掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込みを行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p> <p>当該積金は証書式でのご契約となります。（担保組入れ不可）</p> <p>当該積金をご契約の方は会員として以下の特典を受けることができます。</p> <p>株式会社農協葬祭利用の葬祭費用に係る2%を割引きサービス 当組合で取扱う、仏壇・墓石等も2%の割引きサービス 当組合で開催する相続・税務・年金等の相談コーナーの利用</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA三島函南